

SPF豚農場認定基準制定に関する意見

平成4年10月23日

日本SPF豚研究会 「SPF豚農場認定基準制定検討委員会」

日本SPF豚研究会は、日本SPF豚協会より平成4年4月9日付け文書「SPF豚農場認定基準制定に関するお願い」を受理したところである。この要請に基づき、本研究会はSPF豚農場認定基準制定検討委員会を設け、SPF豚農場として認定するのに必要な最小限の事項について検討を行った。その結果を「SPF豚農場認定基準制定に関する意見」としてとりまとめた。

検討委員会の構成

委員長：柏崎 守
(農林水産省家畜衛生試験場)

副委員長：宮原 強
(千葉県畜産センター養豚試験場)

委員：海老 成直
(清水港資料(株)中央研究所)

赤池 洋二(株シムコ)

山本 孝史
(農林水産省家畜衛生試験場)

曾根 勝(静岡県中小家畜試験場)

田名網洋一
(株ノーサンえびのファーム)

吉田 修作
(全国農業協同組合連合会)

高島 保雄(住商資料畜産(株))

特別委員：関川 寛己
(農林水産省畜産局家畜生産課)

小倉 弘明
(農林水産省畜産局衛生課)

西田 朗(農林水産省畜産試験場)

高橋 正也(日本養豚学会)

波岡 茂郎(北海道大学獣医学部)

三村 二雄(日本全業工業(株))

事務局：佐々木 登
(日本SPF豚研究会事務局)

高橋 吉男
(日本SPF豚協会事務局)

第1 はじめに

産業動物としてのSPF豚の生産理論は、能力の高い一見健康な妊娠末期の母豚から外科手術によって無菌的に摘出した胎子を清浄な隔離環境の中で育成し、その子孫を繁殖して生産に利用するものである。この理論に基づいたSPF豚生産には、第1次豚の作出と第2次豚の増殖、閉鎖系生産ピラミッドの構築と集団変換計画の策定、生産集団の健康管理と衛生検査等の独自技術が不可欠である。

SPF豚の産業利用は、生産集団における疾病リスクの低減に有効であり、豚の生産性向上や豚肉の高品質化が期待される。このため、海外の豚生産国においてはそれぞれの養豚事情に見合ったSPF豚の生産事業が展開されており、大手ブリーダーを中心とした種豚生産に止どまらず、肉豚生

産の段階まで応用されるに至っている。

わが国における産業動物としての SPF 豚生産は、以前から事業化されてきたところであるが、最近に至り SPF 豚に対する評価が一段と高まっている。それに伴い、SPF 豚生産による養豚経営体の戸数は大規模生産層を中心に確実に増加しつつあり、SPF 豚の飼養頭数は急速に増加する状況となっている。日本 SPF 豚協会の調査によれば、平成 4 年 3 月現在で稼働中の SPF 種雌豚数は約 10 万頭であり、この頭数はわが国における種雌豚の飼養総頭数の約 10% に相当する。

このような普及状況は、産業動物としての SPF 豚生産の有利性が生産者および消費者に対して広く理解されつつあることを物語るものであり、ひき続き SPF 豚生産の事業拡大が期待されている。この背景には、日本 SPF 豚協会の長年にわたる地道な努力に負うところが誠に大きい、それに伴って果たすべき責務はますます重大化している。今後とも SPF 豚の生産が順調に進展していくためには、日本 SPF 豚協会は SPF 豚農場認定制度の実施体制を早急に確立し、生産者に対する一層の指導性の強化を図ることが重要である。

SPF 豚農場認定制度の実施にあたっては、以下に示す認定基準等に関してとくに配慮する必要がある。

第 2 SPF 豚認定基準の制定に関する考え方

1 SPF 豚生産システム

すでに述べたように、SPF 豚生産には一連の独自の技術を必要とするが、SPF 豚の効率的な生産はそれらの技術を生産システムとして組立てることにより可能となる。わが国における SPF 豚生産システムは、集団変換計画に基づいて閉鎖

系の生産ピラミッドを形成する事業と、生産農場における感染防止のための厳重な環境規制および豚集団に対する生産・健康管理を主軸とする事業からなる。

生産ピラミッドは核農場、増殖農場および商業農場から構成され、豚の流通は生産ピラミッド内で常に垂直的に行われることを原則としている。各 SPF 豚農場は以下に示す役割を担う。

1) 核農場

第一次豚の作出と育成および第二次豚の増殖と育種改良のほか、原種豚の維持および原種豚の生産を行う。

2) 増殖農場

核農場から原種豚を導入し一定の繁殖プログラムに従って種豚の生産を行う。

3) コマーシャル農場

SPF 豚集団変換計画に基づいて増殖農場から種豚を導入し、繁殖、肥育または一貫経営による肉豚生産を行う。

現在、わが国においては複数の SPF 豚生産ピラミッドが構築されているが、その数は今後さらに増加することが見込まれる。今後とも SPF 豚生産システムの円滑な普及を行っていくためには、核農場、増殖農場および商業農場の SPF 豚生産システム全般にわたる点検と評価を今まで以上に厳密に実施する必要がある。

2 SPF 豚農場認定基準の必要性

すでに述べたように、SPF 豚の産業利用は豚の効率的生産システムの一つとして行われているものであり、その目的は生産集団における疾病リスクの軽減による生産性向上と豚肉の高品質化にある。しかしながら、産業動物としての SPF 豚生産に関して一部とはいえ、その評価に関して混

乱した状況がみられる。その主な原因は、SPF豚生産システムや農場の全体にわたる評価基準が必ずしも十分に明確にされていないことによる。

このようなことから、わが国における今までのSPF豚の産業利用の実績を踏まえ、わが国の養豚事情に見合ったSPF豚農場認定基準を設け、合理的な評価が行えるようにすることが必要である。この基準には、SPF豚生産システムの基準化をはじめ、SPF豚農場における衛生検査、生産レコード等に係わる事項の評価基準が含まれる。

3 SPF豚農場認定に必要な評価基準

各生産ピラミッドに共通するSPF豚農場認定基準の設定は、SPF豚生産事業の展開に際しての指針として利用されるほかに、SPF豚の産業利用に対する正しい評価を生み、生産ピラミッド間の公正かつ良好な競争環境の生まれることが期待される。このため、少なくとも以下の事項について一定の評価基準を示すべきである。

1) SPF豚生産システムの基準化

SPF豚の生産過程はシステム化されているが、一連の生産過程はSPF豚生産理論に基づいて行われなければならない。そのため、それぞれの生産農場における基本的必要事項については基準化を図る必要がある。例えば、第一次豚の作出法、第二次豚の定義、生産ピラミッドの豚集団に第一次豚によらない遺伝資源導入の制限、飼料の微生物汚染防止、集団変換計画の実施条件、豚の移動制限等について基準化を図る。

2) 健康管理基準

SPF豚生産システムでは生産集団の健康管理に重点を置いているので、感染防止や健康維持に係わる評価基準の設定は不可欠である。現在、SPF豚農場では定期的な衛生検査を中心とする

健康管理が実施されているが、核農場、増殖農場およびコマーシャル農場における豚生産の目的はそれぞれ異なっている。このため、各農場の生産目的に見合った必要最小限の衛生検査基準を設定し、健康管理面からの評価が適格に行えるようにする。

3) 生産レコード

SPF豚生産システムにおける最終的な評価は主としてコマーシャル農場における生産実績を通じて示される。このため、コマーシャル農場では各生産ピラミッドの様式に沿った生産のレコードを保持し、各生産事項についての生産実績を示す必要がある。生産レコードはSPF豚生産システムの合理的な評価や改善すべき問題点の発見に必要なばかりでなく、疾病の早期発見に際しても不可欠な資料である。このため、コマーシャル農場における生産性の評価が合理的に行える必要最小限の記録事項を示すとともに、各事項について一定様式による記録法を定める。

4) 生産ピラミッドの独自の評価基準

SPF豚生産事業は、それぞれの生産ピラミッド毎にノウハウや特徴を有しており、これをセールスポイントとして生産の拡大を図っている。このため、生産ピラミッドの独自の考え方に基づいた評価基準を別個に設定することが望ましく、これには育種改良方針や飼料給与基準をはじめ、抗菌性物質の使用制限等に関する事項が該当しよう。このような評価基準を以下「独自基準」と呼ぶ。

4 SPF豚農場認定制度のあり方

SPF豚生産システムに関する一連の基準に基づいて誰がどのように評価し、その評価成績をどのような方法で生産者や消費者へフィードバックさせるかは重要な問題である。SPF豚生産シス

SPF豚農場認定基準制定に関する意見

テムにおける評価の最終的な到達点は、SPF豚農場に対する評価そのものであり、より合理的な評価基準を確立することが重要である。この場合、一般的な事項についての評価は各生産ピラミッドの責任において行うことが合理的と考えられ、かつその評価成績は必要に応じて生産ピラミッド傘下の構成農場に対して相互に公表されるべきであろう。一方、SPF豚農場における衛生検査成績等の特別な事項に対する評価に当たっては、その中立性を確保するためにも第三者によって実施されることが望ましい。

しかし現在のところ、日本SPF豚協会はそのような事業を一元的に実施する体制が十分に整っているとはいえない状況にある。最近におけるSPF豚生産システムの普及やSPF豚肉への一般消費者の関心の高まりを踏まえ、日本SPF豚協会は一定の評価基準を呈示し、その基準をクリアしていることを条件にSPF豚農場として認定する制度を設けることについて早急に検討を行うべきである。

第3 SPF豚農場認定のための評価事項

1 SPF豚生産システム全般の基準

SPF豚生産システムをより効率的かつ効果的に実行するためには、以下に示す事項についての基準が守られなければならない。

1) 第一次豚および第二次豚の基準

(1) 第一次豚とは、核農場外で妊娠豚から外科手術によって無菌的に摘出され、嚴重に隔離された清浄な環境下で人工哺育されたもの、もしくは核農場で里子哺育されたものであること

(2) 第一次豚の作出に供する妊娠豚は、重要な

感染症に罹患した経歴がなく、事前に適当な臨床病理検査がなされ、重大な異常が発見されないこと

(3) 摘出直後または人工哺育後の第一次豚は、感染防止のために細心の注意を持って核農場への搬入が図られていること

(4) 第二次豚とは、第一次豚から生産されたものおよびその子孫をいうものであり、生産ピラミッドを構成する農場でのみ飼育されること

2) 核農場および増殖農場の基準

(1) SPF豚の専用飼育施設として新設されたものであって、一般豚（SPF豚以外のもの）を飼育する農場とは十分な距離があること、および感染防止に有効な施設が備わって機能しているほか、細心の感染防止処置の態勢がとられていること

(2) 核農場では第一次豚および第二次豚、また増殖農場では同一の生産ピラミッドの核農場から導入された豚のみが飼育されていること

(3) 核農場および増殖農場において飼育されているSPF豚生産集団に対しては、衛生検査が別に定める要領により定期的実施されていること

3) コマーシャル農場の基準

(1) 第二次豚は、原則として同一の生産ピラミッド内の特定の増殖農場から導入し、繁殖・飼育されていること

(2) (1)によるほか、SPF豚集団変換計画により同一の生産ピラミッド内の核農場、増殖農場またはコマーシャル農場からのみ第二次豚を導入し、肥育を行っていること

(3) 感染防止に有効な対策が実施されていること

- と、および必要に応じて適当な衛生検査が実施されていること
- (4) 別に定める事項に関して生産レコードが実施されており、一定の生産成績が示されていること
- 4) 豚の移動制限
- (1) 生産ピラミッド間における豚の移動は原則として行わないこと
- (2) 豚の流通は、同一の生産ピラミッド内の核農場から増殖農場へ、さらに増殖農場からコマーシャル農場への垂直移動を原則とすること
- (3) 核農場または増殖農場において重大な疾病の存在が確認された時は当該疾病の影響がなくなるまで、当該農場からと畜場以外への豚の出荷は停止すること
- 5) 核農場における遺伝資源の導入基準
- (1) 核農場における遺伝資源の導入は、第一次豚によるほか、受精卵移植技術の応用による導入が可能であること
- (2) 受精卵は、重要な感染症に罹患した経歴がなく、事前に適当な臨床病理検査がなされ、重大な異状が発見されない健康な豚に由来するものであって、病原微生物汚染の恐れのない状態で処理されたものを使用すること
- (3) 一般豚由来の精液を使用する人工授精による遺伝資源の導入は行わないこと
- 6) SPF 豚集団変換計画
- (1) SPF 豚集団変換計画とは、第一次豚から第二次豚を計画的に増殖し、一定の方針に従って従来から飼育されている一般豚の生産集団から第二次豚の生産集団へ逐次変換していくこと
- (2) 今まで一般豚を飼育していた農場が SPF 豚飼育のコマーシャル農場へ集団変換する場合は、いわゆるオールイン・オールアウト方式を適用すること
- (3) オールイン・オールアウト方式では一般豚のオールアウト後、SPF 豚の導入まで一定期間をとり、その間に豚舎や付属施設内外の十分な消毒を行うとともに、感染防止に必要な設備等を整備すること
- (4) オールイン・オールアウト方式の適用が困難なコマーシャル農場にあっても、感染防止のための諸条件が整っていれば一般豚を飼育しつつ SPF 豚を計画的に逐次導入することによって集団変換を図ることも可能であること（この方式を以下 SPF 豚逐次変換という）
- (5) SPF 豚逐次変換方式を採用するコマーシャル農場にあつては、豚舎毎にオールイン・オールアウトを(4)の要領に従って逐次実施するが、一定期間内にすべての一般豚がオールアウトされた時点をもって SPF 豚集団変換計画は完了するものであること
- (6) SPF 豚集団変換計画の完了後速やかに適当な方法により衛生検査を実施すること
- (7) コマーシャル農場は、当該生産ピラミッドに複数の増殖農場が存在する場合でも原則として特定の増殖農場から豚の導入を行うこと
- 7) 飼料の微生物汚染防止の基準
- (1) SPF 豚農場において使用する飼料は、衛生的に製造されたものであり、必要に応じて飼料汚染微生物の殺菌を目的とした加熱等の理化学的処理が行われていること
- (2) 飼料の運搬、保管等に際して病原微生物の汚染防止のために適当な配慮がなされていること

SPF豚農場認定基準制定に関する意見

8) 豚の輸送法の基準

- (1) 農場間の豚の輸送は、専用輸送車の使用や直行輸送体制の整備等により感染防止のために細心の注意が払われていること
- (2) 農場へ輸送された豚は一定期間にわたり隔離飼育され、その間に適当な方法により異常のないことが確認されること

2) SPF豚集団に対する衛生検査

SPF豚集団に対する衛生検査は、定期衛生検査のほか、必要に応じて緊急衛生検査を実施する。衛生検査を効率的、効果的に実施するため、以下に示す要領により実施する。

1) 衛生検査責任者

- (1) 生産ピラミッド毎に衛生検査責任者を置くこと
- (2) 衛生検査責任者は、生産ピラミッドが実施する衛生検査の全般について責任をもち、年間の衛生検査実施計画を立案するとともに、衛生検査の実施場所を指定すること
- (3) 衛生検査責任者は、衛生検査成績、生産レコード等の整理と保存等を行うとともに、SPF豚農場認定に必要な調査、書類等の整備を行うこと
- (4) 衛生検査責任者はコマーシャル農場に対して必要な事項に関して指導を行うこと

2) 衛生検査の実施回数

- (1) 核農場および増殖農場にあつては、適当な間隔で年二回以上実施すること
- (2) 衛生検査責任者は、コマーシャル農場に対して年一回以上実施するよう指導すること
- (3) 定期衛生検査のほか、必要に応じて緊急衛生検査を実施すること

3) 定期衛生検査の対象豚および供試頭数

- (1) 検査対象豚は、核農場および増殖農場において原種豚またはコマーシャル種豚として生産され、かつ一定期間飼育されたものであること
- (2) 核農場にあつては、原則として第一次豚を検査の対象としないこと
- (3) 解剖を必要とする検査においては、肉豚としてと畜場へ出荷されたものを検査の対象としてよいこと
- (4) 検査の解剖に供試すべき頭数は、解剖検査によって発見可能な疾病の発生率は一般的に20%以上に及ぶことを考慮して、疾病発見の信頼度が95%以上となるようにすること、例えば当該SPF豚生産農場の飼育総頭数が250頭以上1万頭以下の場合は1回の検査に付き一律に14頭以上とすること

4) 定期衛生検査の実施方法

(1) 解剖検査

- (a) と畜場へ出荷された豚の解剖検査は、と畜検査員による検査終了後速やかに実施すること
- (b) 解剖検査は、呼吸器病による病変に注目して肺および鼻甲介について実施し、その肉眼観察または計測を行うこと
- (c) 必要に応じてその他の臓器について(b)の方法に準拠して行うこと

(2) 血清検査

- (a) オーエスキー病の血清検査は、6)の規定により所定の方法に準拠して実施すること
- (b) 必要に応じてその他の疾病の血清検査を行うこと

(3) その他の検査

- (a) 必要に応じて解剖検査時に検査材料を採

取し、適当な方法により顕微鏡検査、培養検査等を実施すること

- (b) 必要に応じて飼育中の豚から血液、鼻汁、糞便等を採取し、(a)の方法に準拠して行うこと

5) 緊急衛生検査の実施方法

- (1) 病豚を検査材料として解剖検査、血清検査、その他の疾病同定に必要な検査を実施すること
- (2) 特に疾病が集団発生した場合は、緊急衛生検査により疾病の種類、発生原因等について速やかに調査を行うこと
- (3) 必要に応じて当該疾病の主要な疫学所見を一定期間にわたり観察すること

6) オーエスキー病の血清検査

- (1) 本血清検査は、諸般の事情を考慮して2) および3)の規定にかかわらず実施回数、供試頭数および血液の採取時期を合理的に決定すること
- (2) 本血清検査の実施は、当該農場が本病の侵淫を受けていないことを担保するものであるが、移動予定の豚はなるべく検査対象となるよう配慮すること

3 コマーシャル農場における生産レコード

コマーシャル農場にあつては生産管理を円滑に行い、かつSPF豚生産システムに対する適格な評価を行うため、以下に示す事項について生産レコードが実施されなければならない

1) 評価に必要な生産指標

- (1) 繁殖関係では、母豚1頭当たり年間離乳頭数および母豚更新率、また肥育関係では農場飼料要求率および肉豚の離乳後から出荷時までの死亡・淘汰率を算出する。このために必

要な事項が適当な方法で記録されること

- (2) (1)に定める生産指標は別に定める方式に従つて算出されること
- (3) 繁殖関係にあつては1年毎、肥育関係にあつては四半期毎の生産指標の算出が可能であること
- (4) 衛生検査責任者は、その他有用な生産指標についても、その算出が可能となるよう生産レコードの充実に努めるよう指導すること

2) 記録事項および生産指標の算出方法

(1) 母豚1頭当たり年間離乳頭数

- (a) 平均経産豚・未經産豚頭数、平均未種付未經産豚頭数、平均繁殖母豚頭数(平均経産豚・未經産豚頭数から平均未種付未經産豚頭数を減じた数)および離乳子豚総数を記録すること

- (b) 母豚1頭当たり年間離乳頭数は、年間離乳子豚総頭数を年間平均繁殖母豚頭数で割った数で示すこと

(2) 年間当り母豚更新率

- (a) 年間の繁殖候補豚の導入総頭数を記録すること
- (b) 年間当り母豚更新率は、年間繁殖候補豚導入総頭数を年間平均繁殖母豚頭数で割った数を百分率で示すこと

(3) 肉豚の死亡・淘汰率

- (a) 原則として月毎に離乳子豚頭数および離乳時から出荷時までの死亡・淘汰頭数を記録し、四半期毎に総計すること
- (b) 死亡・淘汰総頭数を離乳子豚総頭数で割った数を百分率で示すこと

(4) 農場飼料要求率

- (a)原則として月毎に飼料の種類を問わず全

SPF豚農場認定基準制定に関する意見

使用量 (kg), 肉豚および事故小貫豚の出荷総生体重 (kg), ならびに導入豚の総生体重 (kg) を記録し, 四半期毎に総計すること

(b) 農場飼料要求率は, 飼料の総計使用量を生産豚総体重 (出荷豚総計生体重から導入豚総計生体重を除いたもの) で割った数で示すこと

第4 SPF豚農場の認定基準と運用方針

1 SPF豚農場の認定基準

1) 核農場および増殖農場の認定基準

- (1) 第3に示す「SPF豚生産農場認定のための評価事項」のうち, 当該農場の認定に関連する評価事項が遵守されていること
- (2) オーエスキ病およびその他の重大な疾病が不在であることが確認されていること
- (3) 解剖検査による所見として, 豚マイコプラズマ肺炎および豚萎縮性鼻炎の典型的な病変が認められないこと
- (4) (2)および(3)に示す以外の疾病の存在が確認された場合, 当該疾病に対して適切な防除対策が実施されていること

2) コマーシャル農場の認定基準

- (1) SPF豚集団変換計画またはSPF豚逐次変換方式が正しく実施され, 第3に示す「SPF豚生産農場認定のための評価事項」のうち, 当該農場の認定に関連する評価事項が遵守されていること
- (2) 日本SPF豚協会または各生産ピラミッドが示す母豚1頭当り年間離乳頭数, 年間当り母豚更新率, 肉豚の死亡・淘汰率および農場飼料要求率に関する生産指標の数値をクリア

していること

- (3) 衛生検査責任者は, 当該農場に対して年1回以上適当な方法により飼養管理, 衛生検査, 生産レコード等の必要な事項に関して指導を行っていること
 - (4) 上記に示す認定基準のほか, 生産ピラミッドで独自基準を定めている場合は, その基準の遵守が確認されていること
- 3) 認定の有効期間と取消し
- (1) 当面, 核農場および増殖農場に対する認定の有効期間は認定の日から1年間, またコマーシャル農場にあつては2年間とする
 - (2) 認定の有効期間中に認定基準の遵守が不可能な状態に陥ったことが確認されたSPF豚農場は, 直ちに認定取消しの手続きをしなければならない
 - (3) いったん認定を取り消されたSPF豚農場が再び認定の申請を行う場合, 核農場および増殖農場にあつては取り消された原因が取り除かれたことが確認された日から3カ月以上, またコマーシャル農場にあつては1カ月以上を経過した後でなければならない

2 SPF豚農場認定事業の制度化

SPF豚農場認定制度は, SPF豚生産システムの円滑な普及と適正な評価を行うために不可欠である。このため, 日本SPF豚協会および生産ピラミッドは認定制度の事業化に向け, 以下の事項について整備を図る必要がある。

- 1) SPF豚農場認定基準の作成と審査体制の整備
 - (1) 日本SPF豚協会は, 「SPF豚農場認定基準」を定めるとともに, 認定事業をより効率的, 合理的に実施するため, 必要に応じて実

施要領を別に定めること

(2) 各生産ピラミッドは、傘下のコマーシャル農場認定するにあたって、必要に応じて「独自基準」やその実施要領を定めること

(3) 日本SPF豚協会は、「SPF豚農場認定基準」に基づいて核農場および増殖農場に対する認定事業が円滑に実施できるよう審査体制の整備を図ること

(4) 生産ピラミッドは、「SPF豚農場認定基準」および「独自基準」に基づいて傘下のコマーシャル農場に対する認定が円滑に行えるようにすること

(5) 衛生検査責任者は、認定した傘下のコマーシャル農場の所在、認定年月日、飼育規模、その他必要な事項を所定の様式に従い年1回まとめて日本SPF豚協会へ報告すること

2) SPF豚農場認定委員会の設置

(1) 日本SPF豚協会は、SPF豚農場認定事業の円滑かつ適格な実施を確保するため、「SPF豚農場認定委員会」を設けること

(2) SPF豚農場認定委員会は、必要に応じて開催し、核農場および増殖農場認定の審査および指導を行うこと

(3) SPF豚認定委員会は、各生産ピラミッドが傘下のコマーシャル農場に対して行う認定事業に対して助言と指導を行うこと

参考までに「日本SPF豚協会」より「研究会」あてに出された「SPF豚農場認定基準制定に関するお願い」の全文を以下に掲載しておきます。

平成4年4月9日

日本SPF豚研究会
会長 柏崎 守 殿

日本SPF豚協会
会長 赤池洋二

SPF豚農場認定基準制定に関するお願い

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。さて、わが国のSPF豚は実用化のスタートをきって以来20数年を数え、最近では急速に普及しつつあります。SPF豚農場が増えるにともない、SPF豚農場の認定制度の確立が急がれるようになってきました。そこで下記の項目についてご助言、ご指導を賜りたくお願い申し上げます。

記

- 1) SPF種豚(GGP, GP, PS)販売農場の認定基準について
- 2) SPF豚コマーシャル農場の認定基準について
- 3) SPF豚農場認定に必要なSPF検定の方法について
- 4) 上記認定基準の運用を含めた認定制度のありかたについて

以上